

通訳・翻訳有償ボランティア事業運用要領（全部改定）

公益財団法人長野県国際化協会

（趣旨）

第1 長野県に居住し、外国籍等の方で日本語能力（読む、書く、聞く、話すこと）に不自由を感じている方及びその支援者（以下「依頼者」という。）を対象に、主に公的機関における円滑なサービスの享受、又は母国への諸申請や諸連絡等の利便向上を図るため、通訳・翻訳有償ボランティア事業（以下「本事業」という。）の趣旨である多文化共生並びに国際交流事業に理解のある本事業に登録された方（以下「登録者」という。）との整合を公益財団法人長野県国際化協会（以下「ANPI」という。）が図り、双方が満足できる支援援助の提供を目的とします。

（守秘義務）

第2 本事業の実施に当たっては、通訳・翻訳の依頼者、登録者及び公益財団法人長野県国際化協会の三者で秘密を守ることを契約（様式第1号）を結び、互いにプライバシーを尊重し個人情報の保護に配慮します。

（通訳・翻訳の実施）

第3 通訳・翻訳の依頼は、依頼者からの依頼書（様式第2号、電話、メール等可）により依頼内容をANPIへ連絡します。

2 ANPIは、通訳の場合は登録された対象言語でかつ活動可能範囲の登録者を、翻訳の場合は対象言語でこれまでの翻訳実績等により登録者をそれぞれ絞り込み仲介を行います。

3 通訳の派遣は、公的機関等の開庁時間（8：30～17：15）を原則とし、1回につき2時間を限度とします。

（通訳の料金）

第4 依頼者の通訳に係る料金は、1時間まで3,000円、2時間の場合は2,000円を加算した5,000円とし、この時間には移動時間は含みません。

2 通訳者の移動に係る交通費は、長野県の規定に準拠する実費を登録者に支給し、依頼者が通訳料の他にこれを負担します。

3 通訳に係る登録者への報酬は、1時間まで2,500円、2時間の場合は4,000円を支給します。

4 通訳の場合のANPIの仲介料は、1時間まで500円、2時間の場合は1,000円とします。

5 通訳を行う登録者は、ANPIにて事前にボランティア保険に加入します。

（翻訳の料金）

第5 依頼者からの要請により、ANPIにて翻訳原稿を確認のうえ見積を依頼者に提示し了承を得た後、登録者へ翻訳を仲介します。

2 依頼者の翻訳に係る料金は、A4判1枚5,000円を基本に、翻訳原稿によっては1字14円に文字数を乗じて得た金額とします。

3 翻訳に要する標準期間は見積承諾後2週間とし、それ以前の期日指定の場合は5割増しとします。

4 複数枚の書類、パンフレット等の翻訳については、別途見積とし翻訳期間についても事前確認による応談とします。

5 翻訳に係る登録者への報酬は、A4判1枚4,000円、文字数換算の場合は乗じて得た金額の8割相当額、期日指定の場合はそれぞれ5割増しとした金額の8割相当額を報酬とします。

6 翻訳の場合の ANPI の仲介料は、A4 判 1 枚 1,000 円、文字数換算の場合は乗じて得た金額の 2 割相当額、期日指定の場合はそれぞれ 5 割増しとした金額の 2 割相当額を仲介料とします。

(ANPI の事務)

第 6 ANPI は通訳・翻訳有償ボランティア事業を円滑に運用するため、次の事務を行います。

- (1)通訳・翻訳有償ボランティア登録者の募集、登録簿の調整更新を行います。
- (2)通訳・翻訳有償ボランティア事業の仲介事務（日程、秘密を守ることの契約、保険加入、通訳・翻訳料、実費交通費の収受、通訳・翻訳に係る報酬の支払等の調整等）の一切を行います。
- (3)通訳・翻訳に係る料金は、いずれも ANPI が事前に依頼者に見積書（様式第 3 号）を提示し承諾の後に事業を行うこととし、事業完了後に ANPI からの請求書（様式第 4 号）に基づいて依頼者は通訳・翻訳料を支払います。
- (4)ANPI は、通訳・翻訳登録者へ月末締め翌月 10 日までに通訳・翻訳料を支払います。なお通訳・翻訳料については源泉徴収を差引いた金額を支払い、年末までに支払調書を発行します。

(補則)

第 9 この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領（全部改正）は、令和 6 年 1 月 10 日から施行する。